

八、豫後備召集中、官給ラ差引タル残金金額ヲ支給セラレタシ

九、公休日ノ出勤ハ日給支給セラレタシ

十年二回期ニ償與ラ支給セラレタシ

昭和十一年九月十日

全日本労働総同盟

日本運輸交通労働組合

神田分會 一司

五十嵐運送店主殿

別記

(一) 覚書

今般五十嵐運送店ニ發生シタル紛議ハ労資互讓ノ精神ヲ以テ圓滿ニ解決セリ  
依ツテ此処ニ覺書ニ三項ヲ作成シ、後日ノ爲メ、当事者各志願ヲ保持スル  
モノトス

- 一、時間外労働トシテ午後八時ヲ越ズタル時ハ一時間ニ付金ヲ拾銭也ヲ支給ス
- 二、構裝装置並ニ過重積載ノ場合ノ材料ハ労資各々額定ヲ負擔スルコト
- 三、公務中ノ事故費ハ性質ニ應ジテ事業主ニ於テ金額ヲ負擔ス
- 四、高事故審査ハ審査委員會ヨリ設置シ之ヲ審査スルモノトス
- 五、就業停止処分中ハ出勤者ニ限リ月給ノ月割ニ依リ日給ヲ支給ス
- 六、事業主ハ退職積立金トシテ毎月揮舞手一人ニ付金二圓也ヲ積立ス
- 七、父母兄弟不幸ノ場合ハ五日間ノ有給休暇ヲ支給ス
- 八、公休日出勤者ニハ月給ノ日割ニ依リ日給分ヲ支給ス
- 九、毎年七月、十二月ノ両月ハ特別手当トシテ五圓宛ヲ支給ス

昭和十一年九月十七日

五十嵐運送店主殿  
 従業員代表  
 五十嵐房太郎  
 前田健太郎  
 松井政吉